

平成 27 年度 横浜市一般会計補正予算（第 4 号）
 建築局関係部分の概要

1 建築指導費に係る増額補正及び財源更正、住宅費に係る減額補正

(1) 増額及び減額補正 6 億 3,283 万 6 千円（10 款 1 項 3 目、10 款 2 項 2 目）

公共建築物長寿命化対策事業において、地区センターや保育園等の公共建築物の長寿命化対策工事を実施するため、増額補正を行います。

また、市営住宅整備事業において、国庫補助事業の認証減により、エレベーター設置事業の事業量が予定していた 570 戸から 440 戸に減少したため、減額補正を行います。

<表 1> 10 款建築費

（単位：千円）

款項目	予算額	補正額	補正後	節
10 款 建築費	22,657,251	632,836	23,290,087	
1 項 建築指導費	11,847,489	1,000,000	12,847,489	
3 目 公共建築物 長寿命化対策費	2,927,111	1,000,000	3,927,111	13 委託料
2 項 住宅費	10,809,762	▲367,164	10,442,598	
2 目 市営住宅 整備費	1,640,000	▲367,164	1,272,836	15 工事請負費

(2) 財源更正

公共建築物長寿命化対策費において、起債充当率の変更に伴い、財源を更正します。

<表 2> 10 款建築費 1 項建築指導費 3 目公共建築物長寿命化対策費

下表の補正額は、(1) 増額補正と (2) 財源更正を合算したものです。（単位：千円）

	予算額	財源内訳			
		国県支出金	市債	その他	一般財源
当初	2,927,111	—	1,708,000	—	1,219,111
補正額	1,000,000	—	474,000	—	526,000
補正後	3,927,111	—	2,182,000	—	1,745,111

2 建築指導費に係る繰越明許費補正

(1) 概要

10 款建築費 1 項建築指導費において、繰越明許費を設定します。

(2) 設定額

10 款建築費 1 項建築指導費 3 目公共建築物長寿命化対策費 (単位：千円)

	金額
公共建築物長寿命化対策事業	1,000,000

(3) 繰越明許費の補正理由

(単位：千円)

事業名	執行予定額	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	理由
公共建築物 長寿命化対策事業	3,832,111	2,832,111	1,000,000	本増額補正の対象である工事について、年度内の完了が困難となるため

※10 款建築費 1 項建築指導費 3 目公共建築物長寿命化対策費には、「公共建築物長寿命化対策事業」のほか、「劣化状況点検業務」予算額 95,000 千円があります。

<参考> 繰越明許費の事業内容

繰越明許費による長寿命化対策工事は、長津田地区センター、並木保育園、都筑区総合庁舎など、約 40 施設において予定しています。

なお、これらの長寿命化対策工事は、早期の発注に努めてまいります。